

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
の翌日)

目 次

◇ 条 例

総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例(税務課)

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(〃)

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(警務課)

公布された条例のあらまし

◇総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例

一 承認基本構想に定める重点整備地区内において特定民間施設を設置した者について、次のとおり県税の不均一課税を行うこととした。

- 1 不動産取得税 特定民間施設設置者が設置した特定民間施設の用に供する家屋のうち一定の要件を満たすもの又はその敷地である土地の取得に対して課する場合の税率は、百分の〇・四(標準税率は百分の四)とする。(第二条関係)
- 2 県が課する固定資産税 特定民間施設設置者が設置した特定民間施設の用に供する構築物のうち一定の要件を満たすものに対して課する場合の税率(標準税率は百分の一・四)を次のとおりとする。(第三条関係)

年 度	税 率
初年度	百分の〇・一四
第二年度	百分の〇・三五
第三年度	百分の〇・七

- 二 県税の不均一課税の適用を受ける場合の申請の手續を定めることとした。(第四条関係)
- 三 虚偽の申請者等に対しては、不均一課税の適用をしないものとする。こととした。(第五条関係)
- 四 施行期日等
 - 1 この条例は、公布の日から施行し、平成三年十二月二十日から適用することとした。
 - 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一 特殊勤務手当の額等の改正

1 手当の名称の改正等

次に掲げる特殊勤務手当について、次のとおり手当の名称を改正するとともに手当の額を改めることとした。

現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
手 当 の 名 称	手 当 額	手 当 額	手 当 額
県税事務従事職員の特殊勤務手当	税務手当	最高支給限度額 給料月額百分の二十	最高支給限度額 給料月額百分の十
結核病棟及び伝染病棟業務従事職員の特殊勤務手当	結核病棟等業務手当	日額 二百三十円	現行どおり
医療従事職員の特殊勤務手当	医療業務手当	月額 十一万円から四万五千円	現行どおり
速記事務従事職員の特殊勤務手当	速記手当	月額 五千三百円	現行どおり
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉業務手当	月額 七千六百円	月額 八千円
夜間定時制業務兼務職員の特殊勤務手当	夜間定時制業務兼務手当	授業一時間につき 六百六十円	授業一時間につき 八百三十円

乗船実習指導業務従事職員 の特殊勤務手当	乗船実習指導手当	日額 三千二百円	日額 五千百円
連絡あつ旋業務従事職員 の特殊勤務手当	連絡あつせん手当	月額 給料月額額の百分の十	現行どおり
種雄牛馬等取扱作業従事 員の特務勤務手当	種雄牛馬等取扱手当	日額 四百二十円	現行どおり
多学年学級担当業務従事 員の特務勤務手当	多学年学級担当手当	三の学年編成 日額 二百八十円 二の学年編成 日額 二百三十円	三の学年編成 日額 三百五十円 二の学年編成 日額 二百九十円
麻薬取締業務従事職員 の特務勤務手当	麻薬取締手当	日額 給料月額額の二十五分の一に 百分の十二を乗じて得た額	日額 給料月額額の二十三分の一に 百分の十二を乗じて得た額
精神保健業務従事職員 の特務勤務手当	精神保健業務手当	精神保健センター職員 月額 七千六百円 その他の職員 日額 二百三十円	精神保健センター職員 月額 八千円 その他の職員 現行どおり
特殊自動車運転作業従事 員の特務勤務手当	特殊自動車運転手当	日額 三百三十円	現行どおり
爆発物検査業務従事職員 の特務勤務手当	爆発物検査手当	日額 二百三十円	日額 二百五十円
狂犬病予防等業務従事職員 の特務勤務手当	狂犬病予防等業務手当	日額 四百二十円	現行どおり

ダム管理業務従事職員の特 殊勤務手当	公立学校特殊業務従事職員 の特殊勤務手当	用地取得等折衝業務従事職 員の特殊勤務手当	保健所及び衛生研究所受付 業務従事職員の特殊勤務手 当	病院業務従事職員の特殊勤 務手当	家畜保健衛生業務従事職員 の特殊勤務手当	潜水作業従事職員の特殊勤 務手当	夜間看護業務従事職員の特 殊勤務手当
ダム管理手当	教員特殊業務手当	用地交渉手当	保健所等受付業務手当	病院業務手当	家畜保健衛生業務手当	潜水手当	夜間看護手当
月額 給料月額額の百分の十	日額 千七百円の範囲内	日額 四百二十円	日額 百七十円	月額 四千九百円	月額 給料月額額の百分の十	二十メートルまで 二百四十円 三十メートルまで 六百円 三十メートル以上 千二百円 加算額 六百円の範囲内	深夜勤務一回につき 四時間以上 二千二百円 二時間以上 二千円 四時間未満 二時間未満 千六百元 加算額 六百円の範囲内
月額 給料月額額の百分の六	日額 二千百円の範囲内	日額 六百元	現行どおり	現行どおり	現行どおり	二十メートルまで 三百十円 三十メートルまで 七百八十円 三十メートル以上 千五百円 加算額 千四百四十円の範囲内	深夜勤務一回につき 四時間以上 三千二百円 二時間以上 二千八百円 四時間未満 二時間未満 二千円 加算額 千四百四十円の範囲内

2

手当の統合等
次に掲げる特殊勤務手当について、次のとおり統合又は分割するとともに手当の額を改めることとした。

現 行		改 正 後	
手 当 の 名 称	手 当 額	手 当 の 名 称	手 当 額
公共土木施設等災害応急作業従事職員の特殊勤務手当	災害応急作業手当	巡回監視 日額 三百五十円 応急作業 日額 五百三十円	巡回監視 日額 四百八十円 応急作業 日額 七百三十円
教育業務連絡指導業務従事職員の特殊勤務手当	教育業務連絡指導手当	日額 二百円	現行どおり
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	日額 二百三十円	防疫等業務手当	日額 二百九十円
らい予防業務従事職員の特殊勤務手当	日額 給料月額 \times 二十五分の一 \times 百分の十二 \times 乗じて得た額		日額 給料月額 \times 二十三分の一 \times 百分の十二 \times 乗じて得た額
結核患者指導業務従事職員の特殊勤務手当	日額 二百三十円		現行どおり
医療用放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	日額 二百三十円		現行どおり
工業用放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	日額 二百三十円	放射線取扱手当	現行どおり

坑内作業従事職員の特 殊手当	深所作業従事職員の特 殊手当	高所作業従事職員の特 殊手当	と殺解体作業従事職員の特 殊勤務手当	と番検査員の特 殊勤務手当	農業大学 校実習指導業務従 事職員の特 殊勤務手当	職業訓練 事業従事職員の特 殊勤務手当	船舶乗組職員の特 殊勤務手 当	
日額 四百五十円	日額 百八十円	三十メートル未満 百八十円 三十メートル以上 二百六十円	日額 二百三十円	日額 四百二十円	月額 給料月額 の百分の十二	月額 給料月額 の百分の十	日額 二百三十円 一航海中の漁獲高に 応じた手 当額	
特殊現場作業手 当			と番検査等業務手 当		訓練指導手 当		漁労手 当	航海手 当
日額 五百六十円	日額 二百二十円	二十メートル未満 二百二十円 二十メートル以上 三百二十円	現行ど おり	現行ど おり	現行ど おり	現行ど おり	現行ど おり	日額 二百九十円

ダム建設業務従事職員の特殊勤務手当	月額 給料月額百分の十二		月額 六百九十円
道路上作業従事職員の特殊勤務手当	月額 二百四十円		月額 三百円
有毒農業散布作業従事職員の特殊勤務手当	月額 二百三十円	有害物等取扱手当	月額 二百九十円
有害物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	月額 二百三十円	環境衛生検査等業務手当	月額 二百九十円
し尿処理施設検査業務従事職員の特殊勤務手当	月額 二百三十円		現行どおり
公害業務従事職員の特殊勤務手当	月額 二百三十円		

3 手当の廃止

次に掲げる特殊勤務手当を廃止することとした。

- (一) 細菌検査業務従事職員の特殊勤務手当
- (二) 死体取扱作業従事職員の特殊勤務手当
- (三) 糞検定業務従事職員の特殊勤務手当

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日等

1 この条例は、平成四年四月一日から施行することとした。

ただし、手当の額の引き上げに係る部分については、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 議会の議長、副議長及び議員の報酬並びに知事の給料の額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

二 一以外の特別職の職員(選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人を除く。)の報酬又は給料の額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

選挙管理委員会の委員	教育委員会の委員			出納長	副知事	区 分	報酬又は給料の額	
	委員長	委員	委員長				現 行	改 定 後
委員長	委員	委員	委員長	月額	月額	現 行	改 定 後	
月額 一四〇、〇〇〇円	月額 一五〇、〇〇〇円	月額 一八五、〇〇〇円	月額 七〇〇、〇〇〇円	月額 八三〇、〇〇〇円	月額 九四〇、〇〇〇円			

知事	議会の議員			区 分	報酬又は給料の額	
	議員	副議長	議長		現 行	改 定 後
知事	議員	副議長	議長	現 行	改 定 後	
月額 一、〇七〇、〇〇〇円	月額 六四〇、〇〇〇円	月額 六九〇、〇〇〇円	月額 八〇〇、〇〇〇円	月額 九〇〇、〇〇〇円	月額 一、二〇〇、〇〇〇円	

公安委員会の委員		内水面漁場管理委員会の委員		海区漁業調整委員会の委員		収用委員会の委員		地方労働委員会の委員			人事委員会の委員		監査委員		委員
委員長	委員	会長	委員	会長	委員	会長	使用者委員及び労働者委員	公益委員	会長	委員	委員長	委員	議員のうちから選任された監査委員	議員のうちから選任された監査委員	議員
月額 一八五、〇〇〇円	月額 四三、〇〇〇円	月額 五〇、〇〇〇円	月額 四四、〇〇〇円	月額 五〇、〇〇〇円	月額 五五、〇〇〇円	月額 六七、〇〇〇円	月額 一三〇、〇〇〇円	月額 一五〇、〇〇〇円	月額 一八五、〇〇〇円	月額 一五〇、〇〇〇円	月額 一八五、〇〇〇円	月額 二二五、〇〇〇円	月額 八五、〇〇〇円	月額 二二五、〇〇〇円	月額 一二〇、〇〇〇円
月額 二二〇、〇〇〇円	月額 四五、〇〇〇円	月額 五二、〇〇〇円	月額 五〇、〇〇〇円	月額 五六、〇〇〇円	月額 六三、〇〇〇円	月額 七八、〇〇〇円	月額 一四七、〇〇〇円	月額 一七〇、〇〇〇円	月額 二二〇、〇〇〇円	月額 一七〇、〇〇〇円	月額 二二〇、〇〇〇円	月額 二五〇、〇〇〇円	月額 九五、〇〇〇円	月額 二五〇、〇〇〇円	月額 一二五、〇〇〇円

専 門 委 員	委員	月額 一五〇、〇〇〇円
	員	月額 一七〇、〇〇〇円
	附 属 機 関 の 委 員 そ の 他 の 構 成 員	月額 八、五〇〇円

- 三 知事、副知事及び出納長に一般職の職員の例により通勤手当を支給することとした。(第三条関係)
- 四 この条例は、公布の日から施行し、平成四年一月一日から適用することとした。ただし、三は、平成四年四月一日から施行することとした。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 一 作業手当(第三条、第四条関係)
 - 1 次の作業に係る作業手当の上限額を引き上げることとした。

作業の区分	作業手当の上限額	
	現 行	改 正 後
犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業及び交通取締作業	勤務一月につき 八千三百円	勤務一月につき 九千四百円
	勤務一日につき 二百三十円	勤務一日につき 三百十円
	勤務一月につき 五千円	勤務一月につき 五千八百円

2

作業手当の加算額の新設等

- (一) 警察職員が、死体取扱作業のうち異常死体を取り扱うものに従事した場合は、作業手当の額(現行六百四十円)の百分の百に相当する額を加算することとした。
- (二) 次のとおり作業に係る作業手当の加算額を引き上げることとした。

作業の区分	現 行	加 算 額	改 正 後
犯罪鑑識作業	勤務一月につき 五千八百円		勤務一月につき 八千七百円
潜水作業	勤務一時間につき 千二百円		勤務一時間につき 千五百円
爆発物処理作業	勤務一回につき 三千三百円		勤務一回につき 四千六百円

作業の区分	現 行	加 算 額	改 正 後
人事委員会が定める特別な事情の下で行う犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業、交通取締作業、犯罪鑑識作業及び爆発物処理作業	勤務一回につき 五百円		勤務一回につき 六百二十円

右の作業のうち心身に著しい負担を与え、ると人事委員会が認める作業

勤務一回につき
千円

勤務一回につき
千二百四十円

3 作業手当の対象となる作業の追加

次のとおり作業手当の対象となる作業を追加することとした。

作業の区分	限度額	加算額
災害救助等作業	勤務一日につき 八百四十円	当該手当の額の百分の五十に相当する額

4 作業手当の対象となる作業の削除(第三条関係)

次の作業を作業手当の対象となる作業から削ることとした。

- (一) 警察用電話以外の電話の交換作業
- (二) せん孔作業

二 夜間特殊業務手当(第五条関係)

夜間特殊業務手当の上限額を、勤務一回につき九百八十円(現行七百八十円)に引き上げることとした。

三 被服手当(第二条、第七条、第八条関係)

被服手当を廃止することとした。

四 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、

一の2の(一)、一の3、一の4及び三は、平成四年四月一日から施行することとした。

2 この条例による改正後の条例の一の1、一の2の(二)及び二は、平成三年四月一日から適用することとした。

条 例

総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例をここに公布する。

平成四年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)第七条第一項に規定する承認基本構想(以下「承認基本構想」という。)に定める重点整備地区(以下「重点整備地区」という。)内において総合保養地域整備法第九条の地方公共団体等を定める省令(昭和六十二年自治省令第三十三号)第二条第一項に規定する特定民間施設(以下「特

定民間施設」という。)を承認基本構想に従って設置した者に係る県税の不均一課税について必要な事項を定め、もってゆとりのある県民生活のための利便の増進及び地域の振興を図ることを目的とする。

(不動産取得税の不均一課税)

第二条 重点整備地区内において、承認基本構想の公表の日(以下「公表日」という。)から起算して五年(当該期間内に重点整備地区に該当しないこととなった地区については、公表日からその該当しないこととなる日までの期間)内に特定民間施設を設置した者(以下「特定民間施設設置者」という。)について、当該設置した特定民間施設の用に供する家屋(当該特定民間施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設(以下「事務所等」という。)に係るものを除く。)のうち租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十一条の第三項若しくは第四十四条の五第一項の規定の適用を受けるもの又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号。以下「県条例」という。)第六十二条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

(県が課する固定資産税の不均一課税)

第三条 特定民間施設設置者について、当該設置した特定民間施設の用に供する構築物で県条例第二百二十九条に規定する大規模償却資産に該当

するもの(当該特定民間施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)のうち租税特別措置法第十一条の第三項又は第四十四条の五第一項の規定の適用を受けるもの(公表日以後に取得したものに限り。)に対して課する固定資産税の税率は、当該大規模償却資産をその者の事業の用に供した日の属する年の翌年の四月一日の属する年度(当該事業の用に供した日が一月一日の場合においては、当該年度の四月一日の属する年度とする。以下「初年度」という。)以降三箇年度の間に限り、県条例第三百十条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ下欄に定める率とする。

年 度	税 率
初年度	百分の〇・一四
第二年度	百分の〇・三五
第三年度	百分の〇・七

(不均一課税の適用の申請)

第四条 前二条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、特定民間施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地又は構築物をその者の事業の用に供することとなった日から三十日以内に、知事に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 特定民間施設に係る設置計画

三 特定民間施設の用に供する家屋又は構築物の取得価額及び取得年月

日

四 特定民間施設の設置に伴って増加する労働者の数

五 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の申請者等に対する措置)

第五条 前条第一項の規定による期限内に正当な理由がなく申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為により同項の申請をした者又は正当な理由がなく同条第二項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第二条及び第三条の規定は、適用しないものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成三年十二月二十日から適用する。

2 第二条又は第三条の規定の適用を受けようとする者で、平成三年十二月二十日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に特定民間施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地又は構築物をその者の事業の用に供したものについては、第四条第一項の規定により提出すべき不均一課税適用申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過する日とする。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の特種勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二十五分の一」を「二十三分の一」に改める。

第六条中「二百三十円」を「二百九十円」に改める。

第七条第二項中「七千六百円」を「八千円」に改める。

第十五条第三項中「二百三十円」を「二百九十円」に改める。

第十六条第二項中「六百六十円」を「八百三十円」に改める。

第十七条第二項中「三千二百円」を「五千百円」に改める。

第十九条第二項第一号中「二百八十円」を「三百五十円」に改め、

同項第二号中「二百三十円」を「二百九十円」に改める。

第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「二十五分の一」を「二十三分の一」に改める。

第二十三条第二項第一号中「七千六百円」を「八千円」に改める。

第二十七条第二項中「二百三十円」を「二百五十円」に改める。

第三十条第二項中「二百三十円」を「二百九十円」に改める。

第三十一条第二項第一号中「二千二百円」を「三千二百円」に改め、

同項第二号中「二千円」を「二千八百円」に改め、同項第三号中「千六百円」を「二千円」に改め、同条第三項中「六百円」を「千四百円」に改める。

第三十四条第二項第一号中「二百四十円」を「三百十円」に改め、同項第二号中「六百円」を「七百八十円」に改め、同項第三号中「千二百円」を「千五百円」に改める。

第三十五条第二項第一号中「三十メートル」を「二十メートル」に、「百八十円」を「二百二十円」に改め、同項第二号中「三十メートル」を「二十メートル」に、「二百六十円」を「三百二十円」に改める。

第三十六条第二項中「百八十円」を「二百二十円」に改める。

第三十七条第二項中「四百五十円」を「五百六十円」に改める。

第三十九条第二項及び第四十四条第二項中「二百三十円」を「二百九十円」に改める。

第四十六条第二項中「四百二十円」を「六百円」に改める。

第四十九条第二項中「千七百円」を「二千円」に改める。

第五十一条第二項中「二百四十円」を「三百円」に改める。

第五十四条第二項第一号中「三百五十円」を「四百八十円」に改め、同項第二号及び第三号中「五百三十円」を「七百三十円」に改める。

第二条 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条から第四条までを次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第十一条第二項の規定に基づき、職員の特種勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額

その他特種勤務手当の支給に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(特種勤務手当の種類)

第二条 特種勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 税務手当
- 二 防疫等業務手当
- 三 社会福祉業務手当
- 四 放射線取扱手当
- 五 結核病棟等業務手当
- 六 医療業務手当
- 七 速記手当
- 八 航海手当
- 九 漁労手当
- 十 夜間定時制業務兼務手当
- 十一 乗船実習指導手当
- 十二 連絡あつせん手当
- 十三 種雄牛馬等取扱手当
- 十四 多学年学級担当手当
- 十五 麻薬等取締手当
- 十六 精神保健業務手当
- 十七 訓練指導手当
- 十八 特殊自動車運転手当
- 十九 爆発物検査手当
- 二十 と畜検査等業務手当

二十一 狂犬病予防等業務手当

二十二 夜間看護手当

二十三 潜水手当

二十四 特殊現場作業手当

二十五 家畜保健衛生業務手当

二十六 有害物等取扱手当

二十七 病院業務手当

二十八 保健所等受付業務手当

二十九 環境衛生検査等業務手当

三十 用地交渉手当

三十一 教員特殊業務手当

三十二 ダム管理手当

三十三 災害応急作業手当

三十四 教育業務連絡指導手当

(税務手当)

第三条 税務手当は、給与条例第一条に規定する職員（以下「職員」という。）が出張して次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 県税の調査業務若しくは検査業務又はその補助業務

二 県税の滞納処分業務又はその補助業務

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき、当該職員の受ける給料月額額の二十三分の一に相当する額に、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、一月の手当の総額は、当該職員の受ける給料月額額の百分の十に相当する額を超えてはならない。

一 前項第一号の業務 百分の五十

二 前項第二号の業務 百分の六十

(防疫等業務手当)

第四条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員が伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第一条第一項及び第二項に定める伝染病の病菌に汚染されている区域において行う患者の看護又は当該病菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

二 職員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条に定める家畜伝染病のうち人事委員会の定める伝染性疾病の病菌に汚染されている区域において行う患者の飼育又は当該病菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

三 職員がらい、予防法（昭和二十八年法律第二百四号）の規定に基づき患者に対しらい療養所に入所するように勧奨し、若しくは強制し、汚染場所及び物件を消毒し、若しくは廃棄し、又は患者若しくはその死体がある場所等について立入調査する作業に従事したとき。

四 保健所に勤務する保健婦が結核患者の家庭を訪問し、当該患者の療養指導業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号及び第二号の業務 二百九十円

二 前項第三号の業務 当該職員の受ける給料月額額の二十三分の一に相当する額に百分の十二を乗じて得た額

三 前項第四号の業務 二百三十円

第五条及び第六条を削り、第七条の見出し及び同条第一項中「社会福祉業務従事職員の特種勤務手当」を「社会福祉業務手当」に改め、同条を第五条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(放射線取扱手当)

第六条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 医療用放射線取扱作業に従事する診療放射線技師又は診療エックス線技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。

二 前号に掲げる職員に準ずる勤務を命ぜられた職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業のうち次に掲げるものに従事したとき。

イ 透視

ロ 治療、直接撮影又は間接撮影

三 工業試験場に勤務する職員がエックス線その他の放射線を金属に対して照射する作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第二号に掲げる職員に対する一月の手当の総額は、五千円を超えてはならない。

一 前項第一号及び第三号の作業 職員が作業に従事した日一日につき二百三十円

二 前項第二号イの作業 作業一回につき五円

三 前項第二号ロの作業 作業一回につき三円

第八条及び第九条を削り、第十条の見出しを「(結核病棟等業務手

当)」に改め、同条第一項中「結核病棟又は伝染病棟業務従事職員の特種勤務手当」を「結核病棟等業務手当」に、「又は准看護婦」を「看護士、准看護婦又は准看護士」に改め、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、同条を第七条とする。

第十一条を削り、第十二条の見出しを「(医療業務手当)」に改め、同条第一項中「医療従事職員の特種勤務手当」を「医療業務手当」に改め、「たる職員」を削り、「医療及び」を「医療業務又は」に改め、同条第三項中「人事委員会が別に」を「人事委員会規則で」に改め、同条を第八条とする。

第十三条の見出しを「(速記手当)」に改め、同条第一項中「速記事務従事職員の特種勤務手当」を「速記手当」に改め、「速記に従事する職員が速記」を「職員が速記業務」に改め、同条を第九条とする。

第九条の次に次の二条を加える。

(航海手当)

第十条 航海手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、沿岸三マイル以遠の海域において取締り、試験調査又は実習のため航海業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき二百九十円とする。

(漁労手当)

第十一条 漁労手当は、職員が水産試験船又は実習船に乗り組み、漁労に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を総額として、漁労に従事した職員の職務に応じ

て人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

一 遠洋漁業実習のための実習船 一航海中における漁獲物の販売額から販売に要した経費を差し引いた額の百分の二十に相当する額と千七百円に漁労に従事した職員の数に漁労に従事した回数に乗じて得た数に乗じて得た額との合計額

二 前号に掲げる実習船以外の船舶 一航海中における漁獲物の販売額から販売に要した経費を差し引いた額の百分の二十に相当する額
第十四条及び第十五条を削り、第十六条の見出しを「(夜間定時業務兼務手当)」に改め、同条第一項中「夜間定時制業務兼務職員の特殊勤務手当」を「夜間定時制業務兼務手当」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第十二条とする。

第十七条の見出しを「(乗船実習指導手当)」に改め、同条第一項中「乗船実習指導業務従事職員の特殊勤務手当」を「乗船実習指導手当」に、「実習指導に」を「実習指導業務に」に改め、同条第二項中「実習指導に」を「職員が業務に」に改め、同条第十三条とする。

第十八条の見出しを「(連絡あつせん手当)」に改め、同条第一項中「連絡あつせん業務従事職員の特殊勤務手当」を「連絡あつせん手当」に、「あつ旋の」を「あつせんの」に改め、同条を第十四条とする。

第十八条の二の見出しを「(種雄牛馬等取扱手当)」に改め、同条第一項中「種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当」を「種雄牛馬等取扱手当」に改め、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、同条を第十五条とする。

第十九条の見出しを「(多学学年級担当手当)」に改め、同条第一項中「多学学年級担当業務従事職員の特殊勤務手当」を「多学学年級担当

手当」に、「県費負担教職員」を「職員」に、「当該学校」を「当該学校」に、「指導」を「指導業務」に改め、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、「区分による」を「各号に掲げる」に、「指導」を「指導業務」に改め、同条を第十六条とする。

第二十条を削り、第二十一条の見出しを「(麻葉等取締手当)」に改め、同条第一項中「麻葉取締業務従事職員の特殊勤務手当」を「麻葉等取締手当」に改め、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、「当該職員」を「当該職員」に改め、「二十三分の一」の下に「に相当する額」を加え、「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条を第十七条とする。

第二十二条を削り、第二十三条の見出しを「(精神保健業務手当)」に改め、同条第一項中「精神保健業務従事職員の特殊勤務手当」を「精神保健業務手当」に改め、同条第二項第一号中「に掲げる業務」を「の業務」に改め、同項第二号中「に掲げる業務」を「の業務」に、「業務に」を「職員が業務に」に改め、同条を第十八条とする。

第十八条の次に次の一条を加える。
(訓練指導手当)

第十九条 訓練指導手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員が職業訓練業務に従事したとき。

二 農業大学校に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が生徒の実習指導業務に従事したとき。

2 前項の手当の月額は、当該職員が受ける給料月額に、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 前項第一号の業務 百分の十二

二 前項第二号の業務 百分の十二

第二十四条及び第二十五条を削り、第二十六条の見出しを「(特殊自動車運転手当)」に改め、同条第一項中「特殊自動車運転作業従事職員の特務勤務手当」を「特殊自動車運転手当」に改め、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、同条を第二十条とする。

第二十七条の見出しを「(爆発物検査手当)」に改め、同条第一項を次のように改める。

爆発物検査手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員が火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の規定に基づき完成検査、保安検査又は立入検査の業務に従事したとき。

二 職員が高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の規定に基づき完成検査、保安検査、容器検査又は立入検査の業務に従事したとき。

三 職員が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の規定に基づき使用前検査又は立入検査の業務に従事したとき。

第二十七条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、同条を第二十一条とする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(と畜検査等業務手当)

第二十二条 と畜検査等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 と畜検査員がと畜場法(昭和二十八年法律第一百四号)の規定に基づき獣畜のと殺検査又は解体検査の業務に従事したとき。

二 中小家畜試験場に勤務する職員が豚のと殺解体作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の業務 四百二十円

二 前項第二号の業務 二百三十円

第二十八条を削り、第二十九条の見出しを「(狂犬病予防等業務手当)」に改め、同条第一項中「狂犬病予防等業務従事職員の特務勤務手当」を「狂犬病予防等業務手当」に、「予防注射若しくは犬の検診、」を「予防注射、犬の検診若しくは」に改め、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、同条を第二十三条とする。

第三十条を削り、第三十一条の見出しを「(夜間看護手当)」に改め、同条第一項中「夜間看護業務従事職員の特務勤務手当」を「夜間看護手当」に改め、「准看護婦」を「看護士、准看護婦若しくは准看護士」に改め、同条第二項中「及び准看護婦」を「看護士、准看護婦及び准看護士」に改め、同条を第二十四条とする。

第三十二条及び第三十三条を削り、第三十四条の見出しを「(潜水手当)」に改め、同条第一項中「潜水作業従事職員の特務勤務手当」を「潜水手当」に改め、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、同条を第二十五条とする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(特殊現場作業手当)

第二十六条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員が地上又は水面上十五メートル以上の足場の不安定な箇所(

人事委員会が定める場合にあつては、地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所）で行う工事の監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したとき。

二 職員が橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下四メートル以上の深所で行う監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したとき。

三 職員がトンネルの坑内で行う監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したとき。

四 職員がダム（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四十四条第一項に規定するダムをいう。以下同じ。）の建設現場で行う検査、測量、調査、指導又は監督の業務に従事したとき。

五 土木部に所属する職員が交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号及び第二号の業務 二百二十円（同項第一号の業務のうち、地上又は水面上二十メートル以上の箇所で行われた業務にあつては、三百二十円）

二 前項第三号の業務 五百六十円

三 前項第四号の業務 六百九十円

四 前項第五号の業務 三百円

3 第一項各号に掲げる業務のうち次の表の上欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、それぞれ同表下欄に掲げる業務に係る手当は支給しない。

第一号の業務	第二号の業務
第三号の業務	第一号の業務 第二号の業務
第四号の業務	第一号の業務 第二号の業務 第三号の業務

第三十五条から第三十七条までを削り、第三十八条の見出しを「（家畜保健衛生業務手当）」に改め、同条第一項中「家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当」を「家畜保健衛生業務手当」に改め、「たる職員」を削り、同条を第二十七条とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（有害物等取扱手当）

第二十八条 有害物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。ただし、

第一号の作業に係る手当の支給を受ける日については、第二号の作業又は業務に係る手当は支給しないものとする。

一 職員が人事委員会規則で定める場所において、有害物を取り扱う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

二 職員が人事委員会規則で定める有毒な農薬の散布作業又は現場におけるその直接の指導業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき二百九十円とする。

第三十九条及び第四十条を削り、第四十一条の見出し及び同条第一項

中「病院業務従事職員の特殊勤務手当」を「病院業務手当」に改め、同条を第二十九条とする。

第四十二条を削り、第四十三条の見出しを「(保健所等受付業務手当)」に改め、同条第一項中「保健所及び衛生研究所受付業務従事職員の特殊勤務手当」を「保健所等受付業務手当」に改め、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、同条を第三十条とする。

第三十条の次に次の一条を加える。

(環境衛生検査等業務手当)

第三十一条 環境衛生検査等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 保健所に勤務する職員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十九条第一項の規定に基づくし尿処理施設の立入検査の業務に従事したとき。

二 保健所に勤務する職員が浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十三条第二項の規定に基づく浄化槽の立入検査の業務に従事したとき。

三 衛生環境部に所属する職員が行う大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)に基づくばい煙又は粉じんの測定の業務のうち、地上又は水面上十五メートル以上の足場(人事委員会が定める場合にあっては、地上又は水面上十メートル以上の足場)で行う業務に従事したとき。

四 衛生環境部に所属する職員が行う水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)に基づく水質の測定の業務のうち、人事委員会規則で定める公共用水域において船舶を使用して行う業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号及び第二号の業務 二百九十円

二 前項第三号及び第四号の業務 二百三十円

第四十四条及び第四十五条を削り、第四十六条の見出しを「(用地交渉手当)」に改め、同条第一項中「用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当」を「用地交渉手当」に改め、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、同条を第三十二条とする。

第四十七条及び第四十八条を削り、第四十九条の見出しを「(教員特殊業務手当)」に改め、同条第一項中「公立学校特殊業務従事職員の特殊勤務手当」を「教員特殊業務手当」に改め、「を含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、同条を第三十三条とする。

第五十条の見出しを「(ダム管理手当)」に改め、同条第一項中「ダム管理業務従事職員の特殊勤務手当」を「ダム管理手当」に、「ダム管理事務所」を「土木事務所」に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の六」に改め、同条を第三十四条とする。

第五十一条から第五十三条までを削り、第五十四条の見出しを「(災害応急作業手当)」に改め、同条第一項中「公共土木施設等災害応急作業従事職員の特殊勤務手当」を「災害応急作業手当」に改め、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を、「次の各号に掲げる」の下に「作業の区分に応じ、当該各号に定める」を加え、「それぞれ次の」を「当該」に改め、同条を第三十五条とする。

第五十五条の見出しを「(教育業務連絡指導手当)」に改め、同条第

一項中「教育業務連絡指導業務従事職員の特殊勤務手当」を「教育業務連絡指導手当」に改め、同条第二項中「額は、」の下に「職員が」を加え、同条を第三十六条とする。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(併給禁止)

第三十七条 給与条例第七条の規定により給料の調整額を受ける職員には、次の各号に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

一 と畜検査等業務手当(第二十二条第一項第一号の業務に係るものに限る。)

二 有害物等取扱手当(第二十八条第一項第一号の作業に係るものに限る。)

2 給与条例第十六条の三に規定する人事委員会規則で定める職員には、同条の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は支給しない。

3 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

漁労手当

特殊現場作業手当(第二十六条第一項第一号の業務に係るものに限る。)

航海手当

爆発物検査手当
環境衛生検査等業務手当(第三十一条第一項第三号及び第四号の業務に係るものに限る。)

特殊現場作業手当(第二十六条第一項第三号の業務に係るものに限る。)

爆発物検査手当

有害物等取扱手当(第二十八条第一項第一号の業務に係るものに限る。)

防疫等業務手当(第四条第一項第一号及び第二号の業務に係るものに限る。)

ダム管理手当

特殊現場作業手当(第二十六条第一項第一号、第二号及び第三号の業務に係るものに限る。)

第五十六条を削り、第五十七条の見出しを「(人事委員会規則への委任)」に改め、同条を第三十八条とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第四項及び第五項の規定は、平成四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)及び次項の規定は、平成三年四月一日から

適用する。ただし、改正後の条例第二十三条第二項第一号の規定は、平成三年十月一日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の条例第十七条の規定の適用については、平成三年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、同条第二項中「五千百円」とあるのは、「四千二百円」とする。

4 第二条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第三条の規定の適用については、平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間は、同条第二項中「百分の十」とあるのは、「百分の十二」とする。

5 第二条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第三十条第一項に規定する土木事務所勤務する職員のうち人事委員会が定める職員に対する同条の規定の適用については、平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間は、同条第二項中「百分の六」とあるのは「百分の八」とする。

(手当の内払)

6 改正後の条例の規定(附則第三項の規定により読み替えられた場合を含む。以下同じ。)を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成四年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料」の下に「、通勤手当」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事等の受ける通勤手当の額は、一般職の職員の例による額とする。別表を次のように改める。

別表(第一条、第二条、第三条、第四条関係)

副 知 事	知 事	議 会 の 議 員		区 分	報酬又は給料の額
		議 員	副 議 長		
月額	月額	月額	月額	月額	月額
九四〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円	九〇〇、〇〇〇円	

海区漁業調整委員会の委員		収用委員会の委員		地方労働委員会の委員		人事委員会の委員		監 査 委 員		選挙管理委員会の委員		教育委員会の委員		出 納
委員	会長	委員	会長	使用者委員及び労働者委員	公益委員	会長	委員	委員長	議員	議員	委員長	委員	委員長	長
月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
五〇、〇〇〇円	五六、〇〇〇円	六三、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	七九〇、〇〇〇円

内水面漁場管理委員会の委員		公安委員会の委員		専 門 委 員		附属機関の委員その他の構成員		選 挙 分 会 長		審 査 分 会 長		選 挙 分 会 長		審 査 分 会 長	
委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長
月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき	一日につき
五二、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以内	九、五〇〇円	七、五〇〇円	七、五〇〇円	七、五〇〇円	七、五〇〇円	七、五〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成四年一月一日から適用する。

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

警察職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

鳥取県条例第四号

警察職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 警察職員の特務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「八千三百円」を「九千四百円」に、「二百三十円」を「三百十円」に改め、同項第二号中「第二号」の下に「又は第四号」を加え、「五千円」を「五千八百円」に改め、同項第三号中「又は第四号」を削り、「五千八百円」を「八千七百円」に改め、同項第五号中「千二百円」を「千五百円」に改め、同項第七号中「三千三百円」を「四千六百円」に改め、同条第二項中「正規の」を「正規の」に、「五百円」を「六百二十円」に、「千円」を「千二百四十円」に改め、同条第三項中「前条第一項第十六号」を「前条第一項第十六号」に、「特に困難で」を「特に困難で」に改める。

第六条中「七百八十円」を「九百八十円」に改める。
第九条中「外」を「ほか」に、「人事委員会規則」を「人事委員会規則」に改める。

第二条 警察職員の特務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(特務手当の種類)

第二条 特務手当の種類は、次のとおりとする。

一 作業手当

二 夜間特務手当

第三条第一項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、同項第十七号中「とう乗」を「搭乗」に改め、同項中同号を第十五号とし、第十八号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 災害救助等作業

第三条第二項中「第十二号及び第十四号から第十八号まで」を「及び第十二号から第十七号まで」に改める。

第四条第一項第四号中「第十五号」を「第十三号」に改め、同項第五号中「前条第一項第十六号」を「前条第一項第十四号」に改め、同項第六号中「前条第一項第十七号」を「前条第一項第十五号」に改め、同項第七号中「前条第一項第十八号」を「前条第一項第十六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八 前条第一項第十七号に掲げる作業 勤務一日につき八百四十円
第四条第二項中「第十八号」を「第十六号」に改め、同条第五項中「

前条第一項第十七号」を「前条第一項第十五号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前条第一項第十七号」を「前条第一項第十五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第一項第十六号」を「前条第一項第十四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 警察職員が、前条第一項第七号に掲げる作業であつて人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第一項に定める額にその額の百分の百に相当する額を加算する。

第四条に次の一項を加える。

7 警察職員が、前条第一項第十七号に掲げる作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、第一項に定める額にその額の百分の五十に相当する額を加算する。

第四条の二第一項中「第十四号」を「第十二号」に改める。

第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。

(手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された

特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。